

(I) 産地ブランド発掘事業

第1 趣旨

要綱別表1のIの産地ブランド発掘事業の実施に当たっては、要綱に定めるもののほか、以下に定めるところによる。

第2 事業内容

本事業は、品目別方針に基づき、「強み」のある産地形成に資する品種・技術の発掘・評価を通じて、生産者と実需者とのマッチングを推進するとともに、生産者と実需者をはじめとする関係者のコーディネートによりコンソーシアム候補の形成を図る取組を支援するものとし、次に掲げる事業メニューにより構成される。

なお、実施する事業メニューについては、事業で対象とする品種・技術の特性把握や分析・評価の状況、生産者と実需者をはじめとする関係者とのコーディネート状況等を踏まえて選択することができるものとする。

- 1 埋もれた品種・技術等の発掘評価
- 2 産地・実需者等との実証等を通じたコンソーシアム候補の形成

第3 埋もれた品種・技術等の発掘評価

要綱別表1のIの事業内容の欄の1に掲げる取組については次のとおりとし、1及び4の取組は必ず取り組むこととする。

なお、事業で対象とする品種・技術の特性把握や分析評価の状況、生産者と実需者をはじめとする関係者とのコーディネートの状況等を踏まえ、必要に応じて第4に掲げる取組を追加して取り組むことができるものとする。

また、取組の具体的かつ詳細な実施方法・内容等を定めるための検討会等については適宜開催するものとする。

- 1 品種・技術の特性把握
品種・技術の特性把握に必要な現地栽培試験、技術の実証・改良、導入効果・分析等を実施するものとする。
- 2 栽培・技術マニュアルの作成
現地栽培試験や技術実証・改良等を行った品種・技術に関する栽培・技術マニュアル等、品種・技術の普及を図るために必要な資料を作成するものとする。
- 3 産地・実需者の発掘調査
品種・技術について、産地導入に向けた生産者の意向や営農上の評価等の把握、実需者の取扱いの意向や具体的なニーズ等を把握するために必要な活動に取り組むものとする。
- 4 品種・技術と産地・実需者等とのマッチング活動
品種・技術と生産者・実需者とのマッチングを図るために必要な生産者・実需者への訪問、意見交換会・現地交流会の開催等の活動に取り組むものとする。

第4 産地・実需者等との実証等を通じたコンソーシアム候補の形成

要綱別表1のIの事業内容の欄の2に掲げる取組については次のとおりとし、1、3及び4の取組は必ず取り組むこととする。

なお、事業で対象とする品種・技術の特性把握や分析評価の状況、生産者と実需者をはじめとする関係者とのコーディネートの状況等を踏まえ、必要に応じて第3に掲げる取組を追加して取り組むことができるものとする。また、第3において取り組んだ内容が1から4までに掲げる取組に該当する場合には、該当する取組に取り組んだものと見なすことができるものとする。

また、取組の具体的かつ詳細な実施方法・内容等を定めるための検討会等については適宜開催するものとする。

- 1 品種・技術の実需者ニーズ等適応性試験

品種・技術について、実需者ニーズ等に応じた形態・品質等の農畜産物の確保に向けた栽培実証試験、成分分析、加工適性試験等の必要な試験・評価等を実施するものとする。

2 栽培・技術マニュアル

1の取組結果等に基づき、品種特性や実需者ニーズに合った形態・品質等の農畜産物を確保するため、生産者・実需者等関係者が必要とする資料を作成するものとする。

3 産地ブランド候補の選定

1の取組等で得られた情報及び第3で実施した取組結果等を踏まえ、産地のブランド候補となる品種・技術の選定等に係る検討会の開催等を行うものとする。

4 コンソーシアム候補形成活動

産地のブランド候補として選定した品種・技術についての生産者や実需者等における活用方法や今後の展開方策、コンソーシアム形成に向けた活動方針等の検討を行うため、実需者・生産者・事業実施主体のほか、必要に応じて6次産業化プランナーや試験研究機関研究員等の関係者による情報交換・共有等の活動に取り組むものとする。

第5 事業実施主体

事業実施主体は、都道府県又は中間事業者とする。

なお、要綱別表1のIの事業実施主体の欄の生産局長が別に定める中間事業者が満たすべき要件は、次に掲げるとおりとする。

- 1 事業対象品目の農畜産物を加工・業務用等の材料として生産者から購入することができること
- 2 事業対象品目の農畜産物を食品製造業者等の需要にあわせた数量、品質、形態等で供給を行うことができること
- 3 加工・業務用等の需要対応のため、産地の指導及び育成に取り組むことができること
- 4 次のいずれかであること
 - ア 卸売事業者
 - イ 卸売事業者で構成される協議会
 - ウ 卸売事業者を含む複数食品製造業者等で構成される協議会
 - エ 食品製造業者等及び品種・技術を導入しようとする生産者で構成される協議会
 - オ 食品製造業者
- 5 4に掲げた者が3の能力を有しない場合は、都道府県等この能力を有する者を産地指導等を実施する者として事業実施体制の中に位置づけること

第6 コンソーシアム候補形成活動計画等

1 コンソーシアム候補形成活動計画の策定

事業の実施に当たり、事業実施主体は、コンソーシアム候補形成に向けた具体的な取組計画を内容とするコンソーシアム候補形成活動計画（以下「活動計画」という。）を別記様式第1号により策定するものとする。

また、要綱別表1のIの補助要件の欄の1の生産局長が別に定める内容とは、別記様式第1号に掲げる項目とする。

なお、本事業において第2の2の取組のみに取り組む場合にあっては、第7の1の事業実施計画を活動計画に代えることができるものとする。

2 事業実施期間

要綱第3の1の生産局長が別に定める事業実施期間は、原則1年間とし、承認を受けた活動計画に定めた期間内とする。

なお、第2の1のみに取り組む場合は、災害その他やむを得ない理由がある場合

を除き次年度に活動計画に基づき、コンソーシアム候補の形成に取り組むものとする。

3 成果目標

- (1) 要綱第4の2の生産局長が別に定める本事業の成果目標については、目標年度において「1つ以上のコンソーシアム候補が形成されている」こととする。
- (2) 成果目標の目標年度は、活動計画に定めた事業最終年度の翌年度とする。

4 活動計画の承認

- (1) 事業実施主体は、1により策定した活動計画を、都府県及び都府県に主たる事務所が所在する中間事業者にあつては地方農政局の地域センターを、北海道及び北海道に主たる事務所が所在する中間事業者にあつては北海道農政事務所を經由して（地方農政局が所在する府県のうち地域センターの管轄区域外の区域及び沖縄県にあつては、直接。以下同じ。）、地方農政局長（北海道にあつては生産局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出し、その承認を受けるものとする。
- (2) (1)により活動計画書の提出を受けた地方農政局長は、事業成果が見込める内容か審査を行い、承認を行うに当たっては、事業実施主体に対し別記様式第2号により、承認した旨を通知するものとする。また、それ以外の事業実施主体に対しては、承認されなかった旨を通知するものとする。
- (3) 別に定める公募要領による補助金等交付者の選定をもって、公募要領に基づき提出されたコンソーシアム候補形成活動計画書を承認を受けた活動計画とみなすことができるものとする。
- (4) 活動計画の内容を変更する場合は、(1)及び(2)に準じて行うものとする。

第7 事業の実施手続

1 事業実施計画の策定

- (1) 事業実施主体は、要綱第5の1の(1)に基づき、産地ブランド発掘事業発掘実施計画（以下「事業実施計画」という。）を別記様式第3号により活動計画において定めた期間中、毎年度策定するものとする。
- (2) 要綱第5の1の(3)の生産局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるものとする。
 - ア 要綱別表1のIの事業内容の欄の取組のうち、いずれかの中止又は廃止
 - イ 活動計画の変更を伴う事業実施計画の変更
 - ウ 補助事業費の3割を超える増減

2 事業の承認

- (1) 地方農政局長は、要綱別表1のIの補助要件の欄に掲げる要件を全て満たす場合に限り、予算の範囲内で、要綱第5の2の事業実施計画の承認を行うものとする。
- (2) 地方農政局長は、(1)により事業実施計画の承認を行うに当たっては、当該承認を受ける事業実施主体に対し、別記様式第4号により、承認した旨を通知するものとする。また、それ以外の事業実施主体に対しては、承認されなかった旨を通知するものとする。
- (3) 別に定める公募要領による補助金等交付候補者への選定をもって、公募要領に基づき提出された産地ブランド発掘事業実施計画を承認を受けた事業実施計画とみなすことができるものとする。

3 事業の着手

- (1) 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する場合にあつては、事業実施主体は、あらかじめ、地方農政局長の適正な指導を受けた上で、

その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第5号により、地方農政局長に提出するものとする。

- (2) (1) のただし書により交付決定前に事業に着手する場合にあつては、事業実施主体は、事業について、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となつてから、着手するものとする。

また、この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、産地活性化総合対策事業推進費補助金等交付要綱（平成22年4月1日付け21生産第9814号農林水産事務次官依命通知）第4号の規定による申請書（以下「交付申請書」という。）の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

- (3) 地方農政局長は、(1) のただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

第8 助成

1 補助対象経費

補助対象経費は、本事業に直接要する別紙1の経費であつて、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

なお、その経理に当たっては、別紙1の費目ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分して経理を行うこととする。

- (1) 品種・技術の発掘評価等に向けた検討会の開催

品種・技術の特性把握や適応性・評価方法等の検討に必要な経費であつて、検討会を開催するための会場借料、試験研究機関の専門家等の委員旅費・謝金、専門員が行う検討に必要な資料収集や調査のための旅費、資料作成費、消耗品費等を対象とする。

- (2) 品種・技術の特性把握及び実需者ニーズ等適応性試験

品種・技術の特性把握及び実需者ニーズ等適応性試験に必要な経費であつて、現地実証試験等を行うための実証・改良費、機械改良費、成分分析費、実証・改良等に要する圃場・機械や機器等の借上費、加工適性試験等を行うための原材料費、取組の一部に係る委託費、役務費、試験研究機関の専門家等の委員旅費・謝金、導入効果・分析・評価等に係るデータ等取りまとめに係る賃金、資料作成費、消耗品費等を対象とする。

- (3) 栽培・技術マニュアルの作成

現地栽培試験や技術実証・改良等を行った品種・技術の普及を図るために必要な資料及び品種特性や実需者ニーズに合った形態・品質等の農畜産物を確保するために生産者・実需者等関係者が必要とする資料の作成に必要な経費であつて、事業実施主体が行う印刷製本費、試験研究機関の専門家等の執筆謝金、資料購入費、消耗品費等を対象とする。

- (4) 生産者・実需者の発掘調査

品種・技術について、産地導入に向けた生産者・実需者の意向等を把握するために必要な経費であつて、事業実施主体が行う生産者・実需者等の意向把握に係るアンケート実施等のための資料作成費、専門員が聞き取り調査を行うための旅費、通信運搬費、消耗品費等を対象とする。

- (5) 品種・技術と生産者・実需者とのマッチング活動

品種・技術と生産者・実需者とのマッチングを行うために必要な経費であつて、専門員が生産者・実需者を訪問するための旅費、意見交換会・現地交流会等を開催するための会場借料、助言等を求める専門家等の委員旅費・謝金、資料作成費、消耗品費等を対象とする。

(6) 産地ブランド候補の選定

産地ブランドの候補となる品種・技術の選定等の検討を行うために必要な経費であって、検討会等を開催するための会場借料、助言等を求める専門家・有識者等の委員旅費・謝金、資料作成費、消耗品費等を対象とする。

(7) コンソーシアム候補形成活動

産地ブランド候補として選定した品種・技術の活用方法や、コンソーシアム形成に向けた活動方針の検討等を行うために必要な経費であって、生産者・実需者等関係者間の情報交換・共有を図るための検討会等の開催に要する会場借料、資料作成費、消耗品費等を対象とする。

2 次の取組は、助成の対象としない。

(1) 国の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組

(2) 農畜産物の生産費補填（生産技術の開発及び実証並びに加工品の開発及び試作に係るものを除く。）若しくは販売価格支持又は所得補償

(3) 販売促進のために PR 活動としてのポスター・リーフレット等の作成、新聞・ラジオ・テレビ・インターネット等マスメディアによる宣伝・広告、展示会等の開催

第9 事業実施状況の報告

1 事業実施状況の報告

要綱第6の1に基づく事業実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の7月末日までに事業の結果、成果等について、別記様式第6号により行うものとする。

2 事業の実施状況に対する指導

地方農政局長は、1の内容について検討し、成果目標の達成が見込まれないと判断したときには、事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。

第10 事業の評価

1 要綱第7の1に基づく事業実施主体による事業評価及びその報告は、別記様式第7号により作成し、目標年度の翌年度の7月末日までに行うものとする。

2 要綱第7の2に基づく地方農政局長による評価は、要綱第7の1に規定する事業実施主体の事業評価が、成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し適正になされているかどうかについて行うものとし、その結果、事業評価が適切になされていないと判断される場合には、事業実施主体に対し、再度適正に評価を実施するよう指導するものとする。

3 地方農政局長は、要綱第7の1により提出を受けた事業評価シートの内容について、関係部局で構成する検討会を開催し、別記様式第8号によりその評価を行うものとする。

なお、検討会の開催に当たり、事業評価シートの内容を確認するとともに、必要に応じ事業実施主体から聴取りを行い、評価結果を取りまとめることとする。

4 地方農政局長（生産局長を除く。）は、生産局長に対し、検討会開催後速やかに評価結果を報告するものとする。

5 地方農政局長は、事業評価の結果について、別記様式第8号により速やかに公表するものとする。

6 目標年度において、成果目標が達成されていないと判断される場合、地方農政局長は当該事業実施主体に対し、引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行った1ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画を別記様式第9号により提出させるものとする。

7 地方農政局長（生産局長を除く。）は、6により事業実施主体を指導した場合には、その内容及び改善計画の写しを生産局長に報告するものとする。

8 地方農政局長は、当該取組終了後、事業実施主体に対し再度事業評価シートを提出させるものとする。

別紙 1

補助対象経費

産地ブランド発掘事業に要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。

費目	細目	内容	注意点
備品費		事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	・取得単価が 50 万円以上の機器及び器具については、見積書（原則 3 社以上、該当する設備備品を 1 社しか扱っていない場合は除く）やカタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代及び運送代の経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、ほ場等の借り上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書及び参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く。
	原材料費	事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要の原材料の経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。

	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品の経費 ・ C D - R O M等の少額（3万円未満）な記録媒体 ・ 試験等に用いる少額（3万円未満）な器具等	・ 消耗品は物品受払簿で管理すること。
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等の旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	専門員調査旅費	事業を実施するために直接必要な専門員が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・ 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・ 事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
賃金等		事業実施主体が事業を実施するために臨時雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・ 賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・ 作業内容及び時間を記載した作業日誌をつけること。 ・ 実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（応募団体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費	・ 委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・ 補助金の額の原則 50 % 未満とすること。 ・ 事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は

			認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	

上記の経費であっても以下の場合にあつては認めないものとする。

1. 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
2. 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

別記様式第 1 号

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては、生産局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

事業実施主体名
代表者氏名

印

平成 年度産地活性化総合対策事業のうち新品種・新技術活用型産地育成支援事業（産地ブランド発掘事業）のコンソーシアム候補形成活動計画の（変更）承認申請について

産地活性化総合対策事業実施要領（平成23年 4 月 1 日付け22生産第10890号生産局長通知）（Ⅰ）の第 6 に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請する。

※関係書類としてコンソーシアム候補形成活動計画書を添付すること。

※事業実施計画書をコンソーシアム候補形成活動計画書に代える場合には事業実施計画書を添付すること。

	1. 埋もれた品種・技術の発掘評価
	2. 実需者・産地との実証等を通じたコンソーシアム候補の形成

産地活性化総合対策事業のうち新品種・新技術活用型産地育成支援事業
(産地ブランド発掘事業)

産地ブランド発掘事業 コンソーシアム候補形成活動計画書

事業実施年度： 平成 年度～平成 年度（ 年間）

事業実施主体名：

コンソーシアム候補形成活動計画 〔産地ブランド発掘事業〕

I 事業実施主体

事業実施主体名		
代表者名 (※ i)		
協議会構成員 (組織・団体等名) (※ ii)		
事業実施担当者 (事務局担当者) 連絡先	フ リ ガ ナ 氏 名 所 属 部 署 職 名 所 属 先 住 所 等 〒 ・ 住 所 T E L F A X メールアドレス	〒
事業会計担当者 連絡先	フ リ ガ ナ 氏 名 所 属 部 署 職 名 所 属 先 住 所 等 〒 ・ 住 所 T E L F A X メールアドレス	〒

- ※ i) 中間事業者の場合に記載する。
 ※ ii) 協議会形式で事業を実施する場合に記載する。

II 事業で取り組む品種・技術の概要

作物名	品目名	品種名又は技術名及びその概要
		(注) 開発者、開発年、普及状況を記載する。また、品種又は技術の内容に関する資料を収集している場合は当該資料を添付する。
		上記品種又は技術に取り組む理由
		(注) 品種又は技術を選定した経緯・理由等を記載する。

Ⅲ 事業実施期間

事業実施期間	平成 年度 ～ 平成 年度 （ 年間）
--------	-------------------------------

（注）全体の事業実施期間を記載する。

Ⅳ 事業実施体制

事業実施体制（フロー図を含む）

（注）連携・協力体制、役割分担、事業の調整や進行管理などの方針を記載する。

産地指導担当機関名（又は担当者名）

Ⅴ 事業の実施方針

1 事業の実施方針及び事業計画の概要

（注）現状の課題（新品種等に取り組む経緯・背景等）等を踏まえ、事業実施の全体方針と進め方等について記載する。

2 事業計画の概要（年度別）

1年目（平成 年度）

2年目（平成 年度）

3 事業の成果目標：

成果目標について
の考え方

（注）設定した成果目標について、具体的にどのような状態を目標とするのか記載する。

目標年度

4 事後評価の検証方法

（注）目標年度の成果・結果等を検証する方法について記載する。

Ⅵ 産地（生産者）リスト

（注）想定する産地等を記載する。既に予定している具体的な生産者がいる場合には、産地名と取組農家数等を記載する。

VII 実需者リスト

(注) 想定する実需者の形態を記載する。既に予定している具体的な実需者がいる場合には、その名称・業態（業種）名等を記載する。

VIII 産地・実需者等のマッチング活動の目標

(注) 想定するマッチング活動の目標を記載する。

IX コンソーシアム候補の概要

1. 活動方針

(注) コンソーシアム候補の活動方針を記載する。

2. 構成員

組織・団体等名称	役割等

※想定するコンソーシアム候補の体制等の方針について記載する。
 ※中核となる者が分かるように記載する。

X 活動の評価と改善の方法

1. 評価体制・手法

2. 評価に対する改善

X I 全体事業費の見込み（年度別）

取組年度	主な取組項目	事業費	備 考
1年目 (平成 年度)		円	
小計			
2年目 (平成 年度)			
小計			

合 計			
-----	--	--	--

※事業実施期間に応じて行を追加し記載する。

別記様式第2号

番 号
年 月 日

事業実施主体名
代 表 者 氏 名 あて

〇〇農政局長
〔北海道にあつては、生産局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

平成 年度産地活性化総合対策事業のうち新品種・新技術活用型産地育成支援事業（産地ブランド発掘事業）のコンソーシアム候補形成活動計画の承認について

平成 年 月 日付け 号で申請のあった件について審査の結果、承認された※のでここに通知する。

※：承認されなかった者に対しては、承認されなかったと記入。

別記様式第3号

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては、生産局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

事業実施主体名
代表者氏名

印

平成 年度産地活性化総合対策事業のうち新品種・新技術活用型産地育成支援事業（産地ブランド発掘事業）の事業実施計画の（変更）承認申請について

産地活性化総合対策事業実施要綱（平成23年4月1日付け22生産第10888号農林水産事務次官依命通知）第5に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請する。

※ 関係書類として事業実施計画書を添付すること。

	1. 埋もれた品種・技術の発掘評価
	2. 実需者・産地との実証等を通じたコンソーシアム候補の形成

産地活性化総合対策事業のうち新品種・新技術活用型産地育成支援事業
(産地ブランド発掘事業)

産地ブランド発掘事業実施計画書

事業実施年度： 平成 年度～平成 年度（ 年目）

事業実施主体名：

平成 年度事業実施計画
〔産地ブランド発掘事業〕

I 事業実施主体

事業実施主体名		
代表者名 (※ i)		
協議会構成員 (組織・団体等名) (※ ii)		
事業実施担当者 (事務局担当者) 連絡先	フ リ ガ ナ 氏 名 所 属 部 署 職 名 所 属 先 住 所 等 〒 ・ 住 所 T E L F A X メールアドレス	〒
事業会計担当者 連絡先	フ リ ガ ナ 氏 名 所 属 部 署 職 名 所 属 先 住 所 等 〒 ・ 住 所 T E L F A X メールアドレス	〒

- ※ i) 中間事業者の場合に記載する。
 ※ ii) 協議会形式で事業を実施する場合に記載する。

II 事業で取り組む新品種又は新技術等の概要

作物名	品目名	品種名又は技術名及び特性等の概要
		(注) 開発者、開発年、普及状況を記載する。品種又は技術の内容に関する資料を収集している場合は当該資料を添付する。
		上記品種又は技術に取り組む理由
		(注) 品種又は技術を選定した経緯・理由等を記載する。

Ⅲ 事業実施年度及び事業実施期間

事業実施年度 (当該年度)	平成 年度	事業実施期間 (全体計画)	平成 年度～平成 年度
------------------	------------	------------------	-----------------------

Ⅳ 事業実施体制

事業実施体制（フロー図を含む） (注) 連携・協力体制、役割分担、事業の調整や進行管理などの方針を記載する。	
産地指導担当機関名（又は担当者名）	

Ⅴ 事業の実施方針及び事業計画の内容

1 事業の実施方針	
(注) 現状の課題（新品種等に取り組む経緯・背景等）等を踏まえ、事業実施の全体計画と進め方等について記載する。	
2 事業計画の内容	
1 年目（平成 年度）	
(1) 埋もれた品種・技術の発掘評価	
【検討会の開催】	
【品種・技術の特性把握】	
【栽培・技術マニュアルの作成】	
【産地・実需者の発掘調査】	
【品種・技術と産地・実需者とのマッチング活動】	
(2) 産地・実需者との実証等を通じたコンソーシアム候補の形成	
【検討会の開催】	
【品種・技術の実需者ニーズ等適応性試験】	
【栽培・技術マニュアルの作成】	
【産地ブランド候補の選定】	
【コンソーシアム候補形成活動】	

※ 1) 取組 2 年度目以降の提出の際は、過年度の事業実績も記載する。 ※ 2) 各取組ごとに具体的内容、実施場所、事業量、事業費について記載する。	
(事業実施のスケジュール)	
平成 年 月 日	
3 事業の成果目標：	
成果目標について の考え方	(注) 設定した成果目標について、具体的にどのような状態を目標とするのか記載する。
目標年度	
4 事後評価の検証方法	
(注) 目標年度の成果・結果等を検証する方法について記載する。	

VI 産地（生産者）リスト

(注) 想定する産地（生産者）等を記載する。既に予定している具体的な生産者がいる場合には、産地名と取組農家数等を記載する。

VII 実需者リスト

(注) 想定する実需者の形態を記載する。既に予定している具体的な実需者がいる場合には、その名称・業態（業種）名等を記載する。

VIII 栽培・技術実証、成分分析、加工適性試験等の計画概要

(注) 実証ほの設置所在地名、箇所数、面積等を記載する。成分分析や加工適性試験等の具体的な実施項目、実施場所（委託機関等）、事業量等を記載する。

IX 産地・実需者等のマッチング活動の実施手法及びマッチングの目標

(注) マッチング活動の主な取組内容、実施手法、マッチングの目標を記載する。

X コンソーシアム候補の概要

1. 活動計画	
(注) コンソーシアム候補形成に向けた関係機関・団体等のコーディネート活動、関係者による情報・意見交換等合意形成のための取組内容を記載する。	
2. 構成員	
組織・団体等名称	役割等

※想定するコンソーシアム候補の体制等について記載する。

※中核となる者が分かるように記載する。

X I 活動の評価と改善の方法

1. 評価体制・手法
2. 評価に対する改善

X II 経費の配分及び負担区分

年度	区 分	総 事 業 費 (A)+(B)+(C)	負 担 区 分			備 考
			国庫補助金 (A)	自己資金 (B)	その他 (C)	
平成 年度		円	円	円	円	

※年数は事業実施期間に応じて追加すること。

X III 事業完了予定（又は完了）平成 年 月 日

X IV 収支予算（又は精算）

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は 本年度精算額)	前年度予算額 (又は 本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 国庫補助金 2 その他	円	円	円	円	
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は 本年度精算額)	前年度予算額 (又は 本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
1 国庫補助金 2 その他	円	円	円	円	
合 計					

事業実施経費

(単位：円)

費 目	平成 年度	経費の必要性と当該事業との関連性
事 業 費		
(内 訳)		
旅 費		
(内 訳)		
謝 金		
(内 訳)		
賃 金		
(内 訳)		
役 務 費		
(内 訳)		
委 託 費		
(内 訳)		
備 品 費		
(内 訳)		
そ の 他		
(内 訳)		

合	計	

- (注) 1. 「内訳」欄は、各費目の使途がわかるように記入してください。
2. 補助金申請額が本事業に要する事業費を下回る場合（事業実施主体の自己負担がある場合）には、補助金申請額の上段に括弧書で事業費を記入してください。
3. 「合計」欄には、各費目の合計額を記入してください。また、事業内容総括表の「補助金申請額」欄と金額の整合がとれているかを必ず確認してください。
4. 謝金、賃金等については、その単価等の設定根拠となる資料を添付してください。
5. 事業の一部を委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
6. その他地方農政局等が必要と認める資料

別記様式第4号

番 号
年 月 日

事業実施主体名
代 表 者 氏 名 あて

〇〇農政局長
〔北海道にあつては、生産局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

平成 年度産地活性化総合対策事業のうち新品種・新技術活用型産地育成支援
事業（産地ブランド発掘事業）の事業実施計画の承認について

平成 年 月 日付け 号で申請のあつた件について審査の結果、承認された※¹の
でここに通知します。

なお、後日、割当内示をするので、これに基づき進められるようお願いします。※²

※1：承認されなかつた者に対しては、承認されなかつたと記入。

※2：承認された者に対し記入。

別記様式第5号

番 号
年 月 日

〇〇地方農政局長 殿
〔北海道にあつては、生産局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名 印

平成〇〇年度産地活性化総合対策事業のうち新品種・新技術活用型産地育成支援事業（産地ブランド発掘事業）交付決定前着手届

事業実施計画に基づく下表の事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手することとしたいので届け出します。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失が生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

事業内容	事業量	事業費	着手予定 年 月 日	完了予定 年 月 日	理 由

別記様式第 6 号

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては、生産局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

事業実施主体名
氏 名

印

産地活性化総合対策事業のうち新品種・新技術活用型産地育成支援事業（産地
ブランド発掘事業）の事業実施状況報告書

産地活性化総合対策事業実施要綱（平成23年4月1日付け22生産第10888号農林水産事
務次官依命通知）第6の規定により別添のとおり報告する。

※事業実施状況報告書は別記様式第3号別添の実施計画書に準じて作成する。

	1. 埋もれた品種・技術の発掘評価
	2. 実需者・産地との実証等を通じたコンソーシアム候補の形成

産地活性化総合対策事業のうち新品種・新技術活用型産地育成支援事業
(産地ブランド発掘事業)

産地ブランド発掘事業実施状況報告書

事業実施年度： 平成 年度～平成 年度（ 年目）

事業実施主体名：

平成 年度事業実施状況報告 〔産地ブランド発掘事業〕

I 事業実施主体

事業実施主体名		
代表者名 (※ i)		
協議会構成員 (組織・団体等 名) (※ ii)		
事業実施担当者 (事務局担当者) 連絡先	フ リ ガ ナ 氏 名 所 属 部 署 職 名 所 属 先 住 所 等 〒 ・ 住 所 T E L F A X メールアドレス	〒
事業会計担当者 連絡先	フ リ ガ ナ 氏 名 所 属 部 署 職 名 所 属 先 住 所 等 〒 ・ 住 所 T E L F A X メールアドレス	〒

※ i) 中間事業者の場合に記載する。

※ ii) 協議会形式で事業を実施する場合に記載する。

II 事業で取り組む新品種又は新技術等の概要

作物名 (※ i)	品目名	品種名又は技術名及び特性等の概要
		(注) 開発者、開発年、普及状況に記載する。また、品種又は技術の内容に関する資料を収集している場合は当該資料を添付する。
		上記品種又は技術に取り組む理由
		(注) 品種又は技術を選定した経緯・理由等に記載する。

※ i) 複数作物を一体的に取り組む場合に記載する。

Ⅲ 事業実施年度及び事業実施期間

事業実施年度 (当該年度)	平成 年度	事業実施期間 (全体計画)	平成 年度～平成 年度
------------------	------------	------------------	-----------------------

Ⅳ 事業実施体制

事業実施体制（フロー図を含む）	
(注) 連携・協力体制、役割分担、事業の調整や進行管理などの方針を記載する。	
産地指導担当機関名（又は担当者名）	

Ⅴ 事業の実施状況及び事業の内容

1 事業の実施状況
(全体概要)
2 事業の内容
1 年目（平成 年度）
(1) 埋もれた品種・技術の発掘評価
【検討会の開催】

【品種・技術の特性把握】

【栽培・技術マニュアルの作成】

【産地・実需者の発掘調査】

【品種・技術と産地・実需者とのマッチング活動】
(2) 産地・実需者との実証等を通じたコンソーシアム候補の形成
【検討会の開催】

【品種・技術の実需者ニーズ等適応性試験】

【栽培・技術マニュアルの作成】

【産地ブランド候補の選定】

【コンソーシアム候補形成活動】
※) 取組2年度目以降の提出の際は、過年度の事業実績も記載する。

Ⅵ 当該年度の取組の総合評価

--

Ⅶ 当該年度における成果目標の達成状況

--

Ⅷ 今後の課題と翌年度計画への反映状況又は今後の対応方針

--

別記様式第7号

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては、生産局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

事業実施主体名
代表者氏名 印

産地活性化総合対策事業のうち新品種・新技術活用型支援事業（産地ブランド
発掘事業）の評価報告（平成 年度）

産地活性化総合対策事業実施要綱（平成23年4月1日付け22生産第10888号農林水産事
務次官依命通知）第7の規定により別添のとおり報告する。

- （注） 1 関係書類として、別添の事業評価シートを添付すること。
2 必要に応じて事業実施状況報告書を添付すること。

別記様式第7号の別添

新品種・新技術活用型産地育成支援事業(産地ブランド発掘事業)に関する事業評価シート

取組メニュー名	
事業実施主体名	
事業の実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日

1 事業の効果

(1) 具体的な取組内容

--

(2) 成果目標の達成状況

成果目標の具体的な内容			
成果目標の達成状況	達成状況		
目標年 (平成 年)			
改善計画実施結果			
(平成 年)			
事業の実施による効果			
事業計画の妥当性		(理由)	
適正な事業の執行		(理由)	

(注)

- 1 「成果目標の具体的な内容」の欄については、事業実施計画書に記載した内容を転記すること。
- 2 「成果目標の達成状況」については、記載の根拠となる資料を添付すること。
- 3 「改善計画実施状況」については、成果目標が達成されず、地方農政局長等から指導を受けた場合に記入すること。改善計画に2年以上取り組む場合は、欄を適宜追加すること。
- 4 「事業の実施による効果」については、取組の総評を記入すること。
- 5 「事業の妥当性」及び「適正な事業の執行」の欄については、事業が適切に実行された場合には1を、それ以外の場合には0を記入すること。また、その理由について記入すること。

2 事業の成果品等

(注) 事業実施の成果品(報告書等)等の事業の効果が確認できる資料等を添付すること。

別記様式第 8 号

新品種・新技術活用型産地育成支援事業（産地ブランド発掘事業）に関する事業評価票

事業実施主体名	新品種・新技術の内容	事業実施初年度	成果目標の具体的な内容	成果目標の達成状況		具体的な取組内容	地方農政局長等の意見
				基準年 (計画策定時) 平成 年	目標年 平成 年		

別記様式第9号

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
(北海道にあっては、生産局長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長)

事業実施主体名
代 表 者 氏 名 印

平成 年度産地活性化総合対策事業のうち新品種・新技術活用型産地育成支援
事業（産地ブランド発掘事業）における改善計画について

平成〇年度新品種・新技術活用型産地育成支援事業（産地ブランド発掘事業）において、
当初事業実施計画の目標の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、
報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点
- 3 事業の実績及び改善計画
(改善計画は、1か年の計画とし、要領に定める事業実施状況報告書の写しを添付すること。)

区分	指標	事業実施後の状況（実績）			改善計画	
		基準年 (計画策定時) (年)	目標年 (年)	形成状況	(年)	形成状況
成果目標						

注1．改善計画に2年以上取り組む場合は、欄を適宜追加すること。
注2．形成状況は具体的に記載すること。

- 4 改善方策
(問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。)
- 5 改善計画を実施するための推進体制